

(仮称)宇治市ケアラー支援条例(初案)への
意見募集結果及び条例(最終案)について

(仮称)宇治市ケアラー支援条例(初案)について、市民の皆様からご意見を募集しましたところ、下記のとおり、ご意見をいただきました。また、条例(最終案)を取りまとめました。

(1) 意見募集結果

募集期間：令和8年4月21日(火)～令和8年5月20日(水)(30日間)

提出人数：62人

提出区分	人数
1) 窓口へ持参	40人
2) 郵送	2人
3) ファクシミリ	9人
4) 電子メール	3人
5) 「市民の声投書箱」への投函	1人
6) 市のホームページのフォームへの入力	7人
計	62人

意見数：116件

意見区分	件数
1) 初案の内容について	32件
2) 要望・その他	84件
計	116件

(2) パブリックコメント 意見等一覧

資料1

(3) (仮称)宇治市ケアラー支援条例(最終案)

資料2

【(仮称)宇治市ケアラー支援条例(初案)】 パブリックコメント 意見等一覧

資料 1

No.	項目	ご意見等の概要	議会の考え方・ 修正内容	修正
1	前文	第2段落について、第3段落冒頭の「こうした取組が行われてきたところではあるが、今もなお」を削った上で、第4段落の後ろに配置し接続するのが文脈上妥当。	前文第2段落はこれまでの宇治市における取組を記載したものであり、第3段落はその上においてもケアラーを取り巻く厳しい状況があることを記載しております。 第4段落は第3段落に記載したケアラーを取り巻く状況を踏まえて、今後、一層計画的にケアラー支援に取り組むべきことを記載したものとなっておりますことから、修正しないこととします。	
2	前文	「取組」が重複して見える。全て動詞にするか、初出の「の取組」を削るとともに、「連携しながら、」を「連携した」に修正するときれいになる。	ご意見を踏まえ、「在宅医療・介護連携の推進」に修正しました。	あり
3	前文	「障害児・者」とあるが、第2条第6号において「障害者及び障害児」とある。後者への統一が望ましい。	ご意見を踏まえ、「障害児・者」を「障害者及び障害児」に修正しました。	あり
4	前文	第3段落で「誰にも相談できず」とあるが、法令用語としては「相談することができず」又は「相談をすることができず」が自然。	ご意見を踏まえ、「相談できず」を「相談することができず」に修正しました。	あり
5	前文	「健康、学業、仕事等の日常生活」とあるが、日本語として不自然。少なくとも、「健康」と「学業、仕事等の日常生活」は別の区分になる。更に整理すべき。	ご意見を踏まえ、「健康、学業、仕事等の日常生活」を「健康や学業、仕事等の日常生活」に修正しました。	あり
6	前文	第5段落で「及び民間支援団体等」とあるが、第2条第8号に「民間支援団体」の定義はあるが、「等」の示す内容が不明瞭。「等」を削り、「民間支援団体」とするのが妥当。「等」を残す場合、本則との関係も踏まえ、丁寧に整理を行うべき。	ケアラー支援は、多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することがないように社会全体で支えるように行われなければならないと考えておりますので、「等」を入れております。	

No.	項目	ご意見等の概要	議会の考え方・ 修正内容	修正
7	前文	「住み慣れた地域で」とあるが、ケアラーが本市を離れたい場合は、本市が目指す地域社会ではないと読まれかねない。この表現は不要と考える。	前文に記載の「住み慣れた地域で」という趣旨は、ケアをされる側も、ケアをする側も、それぞれの生活基盤・人間関係・地域とのつながりを維持しながら、必要な支援が受けられることを目指す姿勢を示すとともに、ケアを理由に、慣れ親しんだ地域から離れることを強いられることのないよう、地域での暮らしの継続を支えるというものです。したがって、ケアラーが本市を離れたいということが本市が目指す地域社会の趣旨から外れるということではありません。基本理念等に基づき、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう支援を行う必要があると考えております。	
8	前文	◇前文の中で使われている「ひきこもり」という文言 いわゆる「親なき後」の強い不安を説明する文章の中に、「障害やひきこもり等のある子」という言葉が使われています。ここで「ひきこもり」を名詞として疾患名のように使用することに違和感を持ちます。ひきこもり状態になっている人たちは、様々な事情により地域社会との交流をしない、もしくはできなくなっているものであり、それらをひとくくりにして「ひきこもり」と呼ぶことにより、意図しない社会的偏見を助長する恐れがあります。ここでは「障害があつたり、ひきこもり状態になっている子」という表現が望ましいと考えます。	ご意見を踏まえ、「障害やひきこもり等のある子」を「障害のある子やひきこもり等の状態にある子」に修正しました。	あり
9	目的 第1条	「ケアラーを社会全体で支えるため」と「ケアラーに対する支援」の関係が不明確。「全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営むことができるよう、ケアラーを社会全体で支えることができる地域社会の実現に寄与することを目的とする」と再構成されたい。	ご意見を踏まえ、「ケアラーを社会全体で支えるため、」を削除し、「健康で文化的な生活を営むことができる」から「健康で文化的な生活を営むことができるよう、ケアラーを社会全体で支えることができる」に修正しました。	あり

No.	項目	ご意見等の概要	議会の考え方・ 修正内容	修正
10	定義 第2条 前文	ケアラーの定義において「身体又は精神上的の障害」とあるのを「身体又は知的障害、精神上的の障害」と改め、知的障害のある人へのケアを明確化させる。	ご意見を踏まえ、「身体上又は精神上的の障害」を「身体、知的又は精神その他の心身の機能の障害」に修正しました。あわせて、前文の「身体上又は精神上的の障害」を「身体、知的又は精神その他の心身の機能の障害」に修正しました。	あり
11	定義 第2条	前文第1段落及び第3段落に「家族等」とあるが、第2号の「親族、友人その他の身近な人」と表記ゆれが生じている。	第2条第2号ではケアラーの定義を規定しているため、より具体的に示しておりますが、前文については主たる関係者として「家族」を明記し、「等」に親族、友人その他の身近な人を含めています。	
12	定義 第2条	「に対して、」とあるが、第8条第3項及び第10条においては「対し、」とある。統一されたい。	ご意見を踏まえ、「に対して」を「対し」に修正しました。	あり
13	定義 第2条 学校等の役割 第9条	18歳に達した学生が含まれなくなってしまうおそれがあるので修正をする。 第2条(3)で「ヤングケアラーとは18歳未満」と定義されているため。		
14	定義 第2条	第2条(定義)の「ヤングケアラー」を「18歳未満の者」と定義するのは、国の定義との齟齬があります。国は「子ども若者育成支援推進法」においてその年齢を「おおむね30歳まで、施策に拠っては40歳まで」として、具体的な予算を伴う施策を実施しています。法制化された「18歳を超えたヤングケアラー」支援を、現状では国の法制化をみていない40歳以上の成人ケアラーと同列に扱うのではないかという懸念が生じます。ヤングケアラーを定義するのであれば既に法制化が実現した国の水準を保持すべきです。 上記にも関わらず、「ヤングケアラー」をこの間の施策展開との関係で「18歳未満」に限定しなければならないのであれば、「18歳以上30歳(もしくは40歳)」を「若者ケアラー」または「ヤングアダルトケアラー」として明示し、支援対象として明確にすべきかと考えます。	ご意見を踏まえ、ヤングケアラーの定義を「ケアラーのうち、こども基本法(令和4年法律第77号)第2条第1項に規定することもである者をいう。」に修正しました。	あり

No.	項目	ご意見等の概要	議会の考え方・ 修正内容	修正
15	定義 第2条	第4号において「若しくは」とあるが「又は」の誤りではないか。宇治市独自の法制執務のルールがある場合、この点について教示されたい。	ご意見を踏まえ、「若しくは」を「又は」に修正しました。	あり
16	定義 第2条	第6号において「～業務」の部分で「教育」が明示されていない。「関係機関」に教育に関する業務を行う機関を明示することが妥当ではないか。	第6号の関係機関のうち、学校等を第7号に定義しており、その中で学校その他教育に関する業務を行う機関として定めております。	
17	定義 第2条	第8号において「ケアラーの支援」とあるが、第1条において定義のある「ケアラー支援」と異なる概念か。整理されたい。	ご意見を踏まえ、「ケアラーの支援」を「ケアラー支援」に修正しました。	あり
18	基本理念 第3条	「…、ケアラーが孤立することがないよう…」を「…、ケアラーが孤立することがないようにするとともに、ケアを必要とする人の家族等のみに負担が集中し当該家族等が孤立することのないよう…」に修文する。 前文の第5段落に、「ケアされる側」についても明記されているため、基本理念に追記する必要があるため。	本条例は、ケアラー支援を目的に基本理念と関係主体の責務・役割を包括的に定める理念条例として制定しており、多様な主体が連携してケアラーを社会全体で支援することで、ケアをする側のみならず、ケアをされる側も安心して、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現を目指すことを趣旨としております。	
19	基本理念 第3条	第1項に意思尊重の規定がなく、第4項にヤングケアラーの意向尊重の規定がある。本条全体を通読すると、意思を尊重されるのはヤングケアラーだけと読まれかねず、前文との整合性も損なう。第1項を「全てのケアラーが個人としてその意思が尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように…」と改められたい。	本条例において「ヤングケアラー」は、心身の発達の過程にあることと定義していることから、特に、意向を適切に把握し、尊重する規定を置いたものです。	
20	基本理念 第3条	第2項に「ケアラーが孤立する」とあるのは家庭からの孤立か、地域社会からの孤立か、全ての社会からの孤立を含意しているかが不明瞭。整理されたい。	それぞれのケアラーの置かれている状況や立場による多面的な孤立を想定しています。	

No.	項目	ご意見等の概要	議会の考え方・ 修正内容	修正
21	基本理念 第3条	第3項の「ヤングケアラーからの移行など」について、移行先が示されていない。該当部分は削除されたい。	第3条第3項にはヤングケアラーが年齢を重ねて立場が移行していく過程において、支援が途切れることや制度の狭間に落ちることがないように、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うという理念が含まれておりますが、ご意見を踏まえ、「ヤングケアラーからの移行など」を削除します。	あり
22	本市の責務 第4条	第3項「、協力する」について、法制執務上、動詞の接続は「、及び協力する」とされたい。	ご意見を踏まえ、「連携し、協力」を「連携し、又は協力する」に修正しました。	あり
23	本市の責務 第4条	第4条(本市の責務)に、「ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする」とする一文が入っています。この施策の計画的な実施を裏付ける「計画の策定」に関する条文を、下記の通り新たに創設することを求めます。 「(推進計画の策定) 第〇条 本市は、第4条に示すケアラー支援に関する施策を計画的に実施するために、支援に関する基本方針並びに具体的な施策等を定める推進計画を策定するものとする。」 2. 前項の推進計画の策定に関する体制及び運営に関して必要な事項は市長が別に定める」	本条例は、ケアラー支援に関する基本理念と関係主体の責務・役割を包括的に定める理念条例として制定いたします。条例の趣旨に基づき、本市が基本理念にのっとり、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施されるよう、注視してまいります。	
24	本市の責務 第4条	本市の責務の第3項の最後「協力するもの」では、市の責任が不明確である。「財政上の裏付けのある具体的事業を実施するもの」と、市が主体的にとりくむことを宣言する。	本条例は、ケアラー支援に関する基本理念と関係主体の責務・役割を包括的に定める理念条例として制定いたします。条例の趣旨に基づき、予算が適切に措置され、より実態に即した支援が実現されるよう、注視してまいります。	

No.	項目	ご意見等の概要	議会の考え方・ 修正内容	修正
25	本市の責務 第4条	ケアラー支援において第4条3項に、本市は、前2項の施策を円滑に実施することができるよう、ケアラー及びその関係者の意見を踏まえ、市民、事業者、関係機関及び民間支援団体等と相互に連携し、協力するものとする。とあるが、市が主体となって相互に連携し、協力するものとする。とすべきであると思います。主体の団体がなければ、ものごとは動かないと思います。当然それは「市」であるべきではと思います。	ケアラー支援は、本市、議会、市民、事業者、関係機関及び民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、社会全体で推進することが重要であると認識しています。いただいたご意見については、関係部署等と共有するとともに、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	
26	議会の責務 第5条	第2項の「意識啓発や活動に協力する」という規定は、議会の政治的な中立性も揺らぐなどの疑義が生じかねない。議会の権能は、広報広聴活動や議会としての決議や意見書の採択に限られるのではないか。以下、修正案 「議会は、本市が実施するケアラー支援に関する広報及び啓発の取組に対し、情報発信を通じて協力するものとする。」 「議会は、前項の提言等を行うに当たっては、市民、事業者、関係機関、民間支援団体が行うケアラー支援に関する活動について十分に理解を深めなければならない。」 秋田県ケアラー支援条例第6条も参考に精査すべきと考える。	宇治市議会基本条例第2条第2項に、「議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、市民の代表である議員の自由な論議を尊重し、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提言すること等により、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。」と議会の活動原則を定めております。本条例第5条は、基本理念にのっとり、議会の責務として取り組むものであることを表明しているものであり、ケアラー支援においては、本市、議会、市民、事業者、関係機関及び民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図り一緒に取り組んでまいります。	
27	議会の責務 第5条	必要に応じて本市へ提言等を行う”を本市だけでなく、”本市や府、国に対して意見や提言を行う”にしてほしいと思いました。	第5条は、本市がケアラー支援の推進をする上で、議会の責務として本市に対して提言等を行うといった基本的責務を明確化したものですが、必要に応じて、地方自治法第99条に基づき国・府への意見書提出等を含めた対応についても検討してまいります。	

No.	項目	ご意見等の概要	議会の考え方・ 修正内容	修正
28	事業者の役割 第7条	第7条 事業者の役割について 各職場や事業所において配慮を促すものという認識はあるが、事業所が配慮してそれを支える他の社員がしんどい思いをするのちがうと思うので職場が支援できるような手当や制度について市が絡んで進んでいけばいいと思います。	いただいたご意見については、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	
29	事業者の役割 第7条 関係機関の役割 第8条	年齢に関係なく、家族に介護や支援を必要とする状況が生じた段階で、誰もがケアラーになりうるという視点を条例の中でより明確に示してほしいです。 若者であれば学業と介護、働く世代であれば仕事との両立が必要となり、どの世代においてもケアラーには大きな負担が生じる。共通して重要なのは「ケアラー自身が安らげる時間の確保」、「生活を維持するための経済的な安定」だと思います。メディアなどでケアラーが支援につながれず、心身の負担や経済的不安を抱えたまま介護を続けているケースを見ることがあります。ケアラーの休息の確保、介護と学業・仕事の両立支援、経済的負担の軽減につながる制度の周知など支援の強化や条例を明確（誰にでもわかるように）にしていだけたらと思います。	ケアラーが置かれている状況についての理解及びケアラー支援に関する知識が深まり、社会全体としてケアラー支援が推進されるよう、多様な主体が相互に連携を図りながら、全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現を目指してまいります。いただいたご意見については、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	
30	関係機関の役割 第8条	第2項について、第7条第2項と異なり「当該」が欠落するほか、「ケアラーの把握」と「ケアラー支援の必要性の把握」が重複している。また、意向を尊重した上での健康状態等の確認とも読まれかねない。「関係機関は、ケアラー支援を行う場合にあっては、当該ケアラーの意向を尊重するとともに、当該ケアラーの健康状態、生活環境等を確認した上で、当該ケアラーに対するケアラー支援の必要性の把握に努めるものとする」と整序されたい。	ご意見を踏まえ、「ケアラーの意向を尊重」を「当該ケアラーの意向を尊重」に修正しました。 「支援を必要とするケアラーの把握に努め」については、ケアラーそのものの把握を、「ケアラー支援の必要性の把握」については、支援の必要性の把握を意味しており、それぞれ異なった意味となっております。	あり
31	広報及び啓発 第10条	「国や京都府等との連携」に係る事項を追記する。	本条例は、ケアラー支援に関する基本理念と関係主体の責務・役割を包括的に定める理念条例として制定しており、個別具体的な主体について規定しておりません。いただいたご意見を踏まえ、本市において広報及び啓発が適切に行われるよう、注視してまいります。	

No.	項目	ご意見等の概要	議会の考え方・ 修正内容	修正
32	広報及び啓発 第10条	ケアラーを支援する、ということは、ケアを必要としている人を助けることがつながっていくと思います。ケアを必要としている人は何が困っているかを把握し、ケアラーに、介護の制度や事業、また今、いろんなサービスがあるので、それを知ってもらうことが大切だと思います。ケアラーが一人で抱えこむのではなく、頼るところがあるというのが大きな支えになると思うので第10条の広報および啓発が最も大切だと思います。おそらくケアラーの人たちは制度やサービスを知らずに抱えこんでしまっていると思うので。	いただいたご意見については、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	
33	その他	「プライバシーの保護」及び「個人情報の保護」に係る事項を追記する。	個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律等に基づき適切に対応すべきものであり、その中でプライバシー等に配慮しつつ適切にケアラー支援を推進してまいります。	
34	その他	ケアラーと認識しづらい(家庭環境や親子関係)環境でプライバシーにも十分に配慮が必要だと感じます。		
35	その他	関係機関や学校、事業者、宇治市がしっかりと連携する事が重要である為、個人情報保護・本人の同意のもとで情報を共有する事を明記するべきである。		
36	その他	「関係自治体や関係機関との情報提供や連携」に係る事項を追記する。 市内在住で市内に通勤通学する場合以外に、他の自治体に居住し市内に通勤通学する場合及び市内在住で他の自治体に通勤通学する場合に、連携が重要と考えるため。	本条例は、ケアラー支援に関する基本理念と関係主体の責務・役割を包括的に定める理念条例として制定いたします。いただいたご意見を踏まえ、本市、議会、市民、事業者、関係機関及び民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図れるよう、注視してまいります。	
37	その他	事業者・関係機関・学校の役割にも他機関との連携について明記すべきである。	基本理念に本市、議会、市民、事業者、関係機関及び民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図ることを明記しております。ケアラーが孤立することがないように、社会全体で支えられるように支援を行ってまいります。	

No.	項目	ご意見等の概要	議会の考え方・ 修正内容	修正
38	その他	この第4条(本市の責務)の第3項には「本市は、前2項の施策を円滑に実施することができるよう、ケアラー及びその関係者の意見を踏まえ、市民、事業者、関係機関及び民間支援団体等と相互に連携し、協力するものとする」という有意義な規定を定めています。第3条(基本理念)の第2項にも同様に「ケアラー支援は、本市、議会、市民、事業者、関係機関及び民間支援団体等の多様な主体が相互に連携」することを支援の基本的な理念として謳っています。これらの規定を枕詞として終わらせるのではなく、実効性を担保するための条文を、下記の通り定めることを求めます。 「(連携の場合) 第〇条 本市は、ケアラー支援の施策の円滑かつ効果的な推進のために、第3条及び第4条に定めたケアラー及び関係者との連携の場を設け、その意見を聴き施策の実施状況を共有するものとする。 2. 前項の連携の場の体制及び運営に関して必要な事項は市長が別に定める」	本条例は、ケアラー支援に関する基本理念と関係主体の責務・役割を包括的に定める理念条例として制定いたします。条例の趣旨に基づき、ケアラー支援の取組が効果的に推進されるよう、注視してまいります。いただいたご意見については、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	
39	その他	現在、医療的ケアを必要とする方や強度行動障害の状態にある方に対応できる社会資源が十分とは言えず、支援の調整に苦慮する場面が多くあります。その結果として、ご家族(ケアラー)にかかる負担も大きくなっていると感じています。 ご家族が安心して生活を続けていくためには、親無き後の生活の場所の問題、またケアラーが障害のある家族と離れて過ごす時間を確保できる環境も大切であり、その実現には地域における受け入れ体制の充実が重要だと考えます。 地域共生社会の実現を目指す京都府宇治市におかれましては、民間事業所の取り組みに加え、行政・医療・福祉が連携した支援体制のさらなる充実をご検討いただけますと幸いです。 具体的には、 ・医療的ケアが必要な方を対象とした生活介護、ショートステイ、グループホームの充実(24時間の看護体制) ・強度行動障害の状態にある方に対する、一人暮らし支援やグループホームにおける支援体制の強化(住居の確保) などについて、今後の施策の中でご配慮いただければと存じます。 誰もが地域で安心して暮らし続けられる環境づくりに向けて、引き続きのご検討をお願いいたします。	基本理念に本市、議会、市民、事業者、関係機関及び民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図ることを明記しております。ケアラーが孤立することがないように、社会全体で支えられるように支援を行ってまいります。いただいたご意見については、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	

No.	項目	ご意見等の概要	議会の考え方・ 修正内容	修正
40	その他	若者について、家にいることが安定につながるのか、居心地がよいため次に繋げようとする意欲が薄いという若者への社会に繋がりがやすいツールを知りたい、情報がほしいです。本人が就労意欲がない場合デイケアに行きたくない場合の社会につながる場はないのか？	いただいたご意見については、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	
41	その他	この度、宇治市ではケアラー支援条例が策定されると聞き、大変うれしく思いました。しかも、議会の責務を明記されていることに驚き喜んでいきます。さすが、「認知症の人にやさしいまち宇治」を宣言され、医療・福祉の先進都市だなあと思いました。また、精神障害者の家族会である親和会には毎年1回宇治市障害福祉課から、施策の状況を説明され、他市に住む友人からはびっくりされたこともあり、親和会の会員には家族だけでなく、民生委員経験者の方など市民の方も参加されており、ありがたいことです。 他方、残念なことに、精神障害者に対する社会的偏見はいまだに残っていて、家族として助けてと大きな声を上げることができにくい状況もあります。事実、数年前に親和会として他の障害者と同じように医療費の削減を求めて宇治市文教・福祉常任委員会の議員の方々にお願いに廻りましたが、この病気のことを理解されたのは1議員団だけでした。無理もないところもありますが、残念な気持ちでいっぱいでした。精神障害は決して怖い存在ではないと思います。一生懸命生きているのに、精神症状に邪魔され、生きにくいのです。普通の人間です。真面目で優しい人も多いのです。 薬と環境、医療と福祉、そして理解したケアラー、地域の人々などの環境がうまく合えば、その人らしい人生が送れるのです。	第5条に議会の責務を定めており、ケアをされる側も、ケアをする側も安心して、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現を目指してまいります。いただいたご意見については、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	
42	その他	条例推進に賛成します。ケアラーの発見や、不安解消のためサポートを受け入れてもらえる関係づくり等は課題が残りますが試行錯誤しながら自力でケアをしている方々とのつながりをもとうとしている市の姿勢や、逃げ場があることを知ってもらえるという点でも心強いと思います。ケアラーをサポートする事業所の労働条件改善や人手不足解消、不登校の子どもたちの居場所づくりも関連してくるのではないかと考えます。	本条例は、ケアラー支援に関する基本理念と関係主体の責務・役割を包括的に定める理念条例として制定いたします。基本理念に定めますように多様な主体が連携して、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現を目指してまいります。いただいたご意見については、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	

No.	項目	ご意見等の概要	議会の考え方・ 修正内容	修正
43	その他	現在も家族のケアをするのは「親として」「子として」当たり前だと思っている人が多いです。大切な人を家族でしっかりケアするということに重きを置き、ケアする人の生活が破綻してはいけないと思っています。そのため、ケアラー支援条例にむけて動きだされたことに賛同します。ケアラー支援のため「ケアラーの把握」が重要だと思います。関係機関や学校の役割を具体的に知り、つなげていければと思います。又、ケアラーのアセスメントを行い、ケアラーの支援計画をたてることで、ケアラーの意向の尊重につながるのではないかと思います。私は仕事を通じて、24時間介護を必要とする医療的ケアの方のレスパイト対応できる所が少ないと思います。施設を増やすことは難しいかと思うので、対応できるシステムを考えれば少しでも改善できるのではないかと思います。	本条例は、ケアラー支援に関する基本理念と関係主体の責務・役割を包括的に定める理念条例として制定いたします。いただいたご意見については、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	
44	その他	家族に対する介護の負担は大きく、誰にも相談できず、一人で抱えこんでしまう事が多い。役所へ相談しに行くのではなく、介護負担を抱えてる家へ自ら出向いてケアをする。	いただいたご意見については、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	
45	その他	ヤングケアラー、親なき後、身近に存在する大きな問題、制度を作って、事業所等に任せてしまうのではなく、待った無しの状態の時にすぐ対応できる体制(建物、人の確保)を市や国が中心となって整える事が重要なのではと思う。		
46	その他	・事業者の役割として、ケアラーである雇用する従業員の尊重、配慮等を行うにあたって、他従業員の負担増に対する市としての支援がないと、現実的にケアラーの心的負担は減らないと思います。(自分が休む、早退することで迷惑がかかる、いやな顔をされる等) ・関係機関に勤める中でケアラーの皆さんの苦労はよく感じるが利用されている支援が多岐にわたる中で自分が関わる障害児の保護者に対し、どの部分の支援が必要なのか把握するのは難しいと感じます。		
47	その他	「ケアラー」と一口に言っても介護・障害・児童など分野で分かれて支援を行う事が多い中、具体的な情報共有や支援について行われていくのか気になります。		
48	その他	家族に支援が必要な状態になったとき、自助努力で何とかしないといけないと思ってしまうことが多い。でも、その支援が長期にわたると家族だけではできないことも多くなってしまう。社会的な支援体制、制度ができるというま支援が必要でなくても、その時がきたときに安心して生活できると思う。		

No.	項目	ご意見等の概要	議会の考え方・ 修正内容	修正
49	その他	知的障害をおもちの方は特に、自分がケアラーであるという意識はなく一般的にも親の介護は「大切な人」のおてつだいを当然だろうとやれる事を精一杯されていると思います。老いは少しずつおとずれるので、介護の荷が重くなっていることにさえ気づくのは難しいと思います。身内のことを上手く話せない方も多いです。この条例のもと、どこで手をさしのべれば良いのでしょうか。「ひとりでつらくないですか？」は、たとえば、どの状態なのか、入院とかされるまで気づかないのでは…。ケースを掘りおこす方法も一緒に考えて欲しいです。	いただいたご意見については、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	
50	その他	子供が37才で知的障害・自閉的傾向と言われています。コロナ禍の前はガイヘルも利用していましたが、今は利用はしていません。現在は、金曜日の人が少ない夕方から私と出掛けています。夕食を決まった所で食べて、ゲームセンターへ行って遊んで帰ります。身体も大きく頭も坊主、自傷もあり怒ると頭を叩き声も出します。ゲームセンターでは、店員さんから大人しく遊んでいても注意されたりして嫌な思いもしています。大型スーパーや遊戯などの場所での啓発活動をして少しでも理解してもらえたらと思います。		
51	その他	・障害者2級から1級のハードルが高いです。 ・自立支援医療は、すべての科に適応してほしいです。 ・入院は、親が疲れたときのレスパイト制度を充実してほしい。	いただいたご意見については、関係部署等と共有するとともに、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	
52	その他	市議会への敬意と感謝 ・ケアラー条例の制定はケアラーの立場や状態を理解し社会に配慮を求めています。ありがたい。 - 医師との連携 ・投薬を最小限とし、患者にウェルビーイングな環境を与えられるよう医師とケアラーの交流は必要です。 障害の種別による保険適用の差別的扱いをなくして下さい。昨年精障はようやく1級が他の科についても保険適用の対象となりました。どの障害も同じ扱いをして下さい。		

No.	項目	ご意見等の概要	議会の考え方・ 修正内容	修正
53	その他	既存の障がい者等支援の対象者を拡大してほしい。例えば、1.障がい者手帳1級の人に宇治市はタクシー券ガソリン券をプレゼントしていますが、2級の人にもお願いします。また、券を使える人を本人の家族等まで拡大してほしい。本人が長期入院のケースだと本人ではなく家族が本人へ日用品の差し入れなどで病院へいく。その交通費に使えるように。2.成年後見等の制度を利用している人へ、後見人等への報酬が、宇治市の助成は京都市などより条件が悪くて対象者の幅が狭くて、利用しにくい。一部の利用者へ全額を助成するのではなく、すべての利用者へ一定額(月2万円とか)を助成してください。3.通院交通費の助成について。遠方へ通院せざるをえない市民が、お金がなくて通院をあきらめ必要な治療を享受できないケースあり。家族から金を借りるのも苦痛ですし、限界あり。その一方で、徒歩で通えるような距離のクリニックに通う人でも要件を満たせば宇治市から通院交通費をもらえてしまう。それはとても不平等では？命にかかわることなので、一部の患者だけに通院交通費を支給するのではなく、JRなど鉄道会社の障がい者割引の対象者に準じて対象者全員に通院交通費を助成してください。障がい者の通院にかかる自己負担ゼロを目指していただけませんか？4.苦しんでる市民が市役所や福祉事務所に相談へ行っても相談員は生活保護と言う。安心して暮らせるように、後見人等への報酬と通院交通費の助成は今すぐ拡大してほしい。 ケアラーへの支援も大事だけど、当事者への支援こそしっかりしてほしい。ケアラーへのケアよりケアが必要なのにケアされていない人への支援を徹底してほしい。必要な治療を無理なく受けていけるよう通院交通費をふくむ医療費の助成もご検討ください。特定のご病気のかたにだけ通院交通費を援助するのではなく、すべての市民が必要な治療を無理なく受けていけるよう通院交通費をふくむ医療費の助成を拡大してください。結局、本人にお金がなくて治療をあきらめるとなると、いわゆるケアラーの負担が増えますから。	いただいたご意見については、関係部署等と共有するとともに、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	
54	その他	障害を持っている人は働けなかったり、仕事に就きにくかったり、仕事をしていても体調が安定しなかったり、仕事を続けていても十分な報酬を貰えない等厳しい状況が沢山あります。そんな中でも怪我したり病気になったり、精神科以外の医療にかからねばならない時はいくらでもあります。他の自治体で補助が出ているのであればなおのこと宇治市でも医療費へのサポートを実現して欲しいです。		

No.	項目	ご意見等の概要	議会の考え方・ 修正内容	修正
55	その他	精神障害者特有の支援 緊急時の相談先、就労支援の充実、精神障害者向け相談の充実、精神障害者2級の人への医療費助成	いただいたご意見については、関係部署等と共有するとともに、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	
56	その他	介護職員の人員増加と職員の昇給(基本給、手当等)		
57	その他	介護職の人員を増やして欲しい。 レスパイト支援を増やして欲しい。 心理的サポートを充実して欲しい。(聞くだけでは無く、具体的な解決まで教えて欲しい。)		
58	その他	特に在宅で介護を必要としている家庭に対して、支援を効率的に回せるようにして頂きたいです。例. 施設入所待ちをできる限りなくす等。(優先度の高低をきめ細かく精査する)		
59	その他	・人材不足です。賃金の低さ、重労働(部署によって差はあるかもしれないが、夜勤があつたり拘束時間が長い傾向)から、離職率が高い。入ってもすぐやめてしまう方が多い。楽な仕事ではありません。報酬の引き上げをおねがいします。 ・利用者の支援だけではなく、加算を維持するための事務作業が多すぎる。普段からも、日報などの記録業務や送迎など、職員は空いている時間が少ない中、利用者の支援以外の業務を行っている。人も足りていない状態で、さらに重度障害者支援加算や食事提供体制加算、欠席時対応加算…他にもたくさん…細かい記録や提出物が多すぎて、利用者の支援の時間がどんどんけずられている。事務作業の負担を減らしてほしいです。		
60	その他	「ヤング」と言うか高齢の親の世話のため50代、60代の障害のある方が通所を休んでまで家事や通院同行をしている現状。その現状を市がしっかり把握し、組織や規則にとらわれず柔軟に必要な支援が受けられるよう早急に対策をしてほしい。		

No.	項目	ご意見等の概要	議会の考え方・ 修正内容	修正
61	その他	訪問介護のヘルパーの仕事を始めて7年目になります。訪問先は独居の方とご家族と同居されている方と半々くらいです。介護保険の制度では介護認定された方のケアプランに基づいて支援をするので、生活援助をする場合、洗濯をするにも調理をするにもご本人の分だけ、というのが基本で同居家族さんの分は認められていないのです。でも同居されている方は高齢であったり、中高年であっても仕事との両立で住まい方に目や手が行き届かない状態であったり・・・家族さんが支援を必要とするケアラーである場合をたくさん目にしてきました。なので、この支援条例によってケアマネが必要に応じて「宇治市ではケアラー支援条例があるから、この方の場合生活援助をプランに補足します。」となればよいなと思いました。	いただいたご意見については、関係部署等と共有するとともに、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	
62	その他	ケアラーに対する認識・啓発として意義ある条例と思います。実際、学校や関係機関、地域の中でケアラーを支援し、ケアラー自身のご自分の人生を歩めるような相談窓口などの設置を願います。		
63	その他	当事者が突然感情的になったり問題行動を起こしたりすることがあります。そういう急な事態が起きた時対処のしかた等を相談できる専用の窓口が欲しいです。		
64	その他	高学歴者の寛解後の就業について一律に扱ってもらうのはこまる。親として快なる状況に配慮しているがそのストレスを解消して、指針を受けられるカウンセラーをうけたい。		
65	その他	ケアラーの問題は、現在大変深刻な問題になっています。私自身、家族のケアにあたることもあり、日々その対応に追われています。仕事との両立も含め、厳しい状況が続いています。今までは親の介護もあり、それはさけて通れない事だと思ってやってきましたが、一緒に暮らしている家族の者が病気になり、日常生活を維持していくことが難しくなり、まさかこのような事が自分にふりかかるとは正直思っていませんでした。仕事の事もあり、今しんどい状態が続いていますが、条例がつくられることにより、気軽に話を聞いてもらえる窓口が整備されればと思います。		
66	その他	私自身が祖母の介護、伯母の看病をしてきた経験がありますが、当時は自分がするのが当たり前だと疑問を持つ事はありませんでした。振り返ると、仕事を休んだり、病院に泊まり、自宅に帰れなかったりと、大きな負担だったと感じています。身内、家族の問題に介入していくのは難しい事だと思いますが、ケアを受ける側、ケアをする側どちら側でも、少しでも苦しい、つらいと感じた時に、こんな事で相談してもいいのかなと、ためらう事なく、相談できるシステムがあるといいなと思います。		

No.	項目	ご意見等の概要	議会の考え方・ 修正内容	修正
67	その他	私自身、子が障がい(先天性心疾患)を持って生まれ、出産した病院で紹介してもらい、訪問看護の方や発達支援センター等が利用できたくさんの方に助けていただいたのですが、やはり、家族の負担はとても大きく、特に兄弟がいる家庭などは、祖父母含め家族総動員で向きあわないといけなかったです。私は保健師さん等にも相談してもらったりもしました。例えば、医療的ケア児は当時保育園等の受け入れ先もなく、自宅でみるしかないため、就労につくことはできませんでした。(10年前といあわせ) 現在、母が施設に入所しましたが、入所前の約半年間(母は手帳所持者)病院の通院等高齢になり(84才)一人での生活も厳しくなり、次女である私が実家と自宅を行き来したり子の世話もありとても大変でした。気軽に相談できる所が数か所あればとても助かります。(ソーシャルワーカーさんに相談していました。)	いただいたご意見については、関係部署等と共有するとともに、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	
68	その他	条例ができることにより、何かわるのか、どのようにケアラーの負荷が減るのか具体的なものと良いと思います。使える情報を知らないことや日本人の長年の価値観などが、ケアラーを生み出す要因となっていると思うので、今の状態から解放されたいと願う人たちに適切な使える情報が行き届くとよいと思います。ただケアすることが問題ではなく、ケアすることが過剰になり、当たり前の生活ができないことが問題なので、そのあたりの見極めも必要なのではと思いました。 この条例が、人々の生活の支障にならないよう有用なものになると良いと思っています。	本条例は、ケアラー支援に関する基本理念と関係主体の責務・役割を包括的に定める理念条例として制定いたします。いただいたご意見については、関係部署等と共有するとともに、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	
69	その他	具体的な支援案が不明確である。相談窓口整備・早期発見、介護離職防止、親なき後の支援等、具体的方針も位置づけるべきでは。		
70	その他	ケアラーの問題は決して人ごとではなく誰もがかかえる問題だと思います。どうか、絵に書いた餅にならぬよう、具体的な計画も示していただき、進めていってもらえればと切に願います。		
71	その他	「ケアラー支援に関する施策に協力する(抽象的)」と同じ理念がくり返し出てきます。今までになかった支援条例にこれから取り組んでいくので仕方がないかと思いますが、広報・啓発で支援を必要とするケアラーの情報を収集し、例えば、ヤングケアラーの場合、学業を保障する為に親の介護をするヘルパーとつなげる等、具体的なネットワークの早期の充実をお願いします。	本条例は、ケアラー支援に関する基本理念と関係主体の責務・役割を包括的に定める理念条例として制定いたします。いただいたご意見については、関係部署等と共有するとともに、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	

No.	項目	ご意見等の概要	議会の考え方・ 修正内容	修正
72	その他	本条例(初案)には、条例の実効性に関わって最も重要な財政上の措置に関する規定が備わっておりません。条例(初案)で定めた「本市の責務」を遂行し、さらには「市民・事業者・関係機関及び学校等」の役割発揮のための取り組みを指導・援助し、さらには条文「第10条」で定めた「広報及び啓発」の事業展開等々に伴う財政出動の定めがどうしても必要ではないでしょうか。そのため、下記の通り財政上の措置に係る条文を定めることを求めます。 「(財政上の措置)第〇条 本市は、ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。」	本条例は、ケアラー支援に関する基本理念と関係主体の責務・役割を包括的に定める理念条例として制定いたします。条例の趣旨に基づき、予算が適切に措置され、第10条に定める広報及び啓発などを含め、より実態に即した支援が実現されるよう、注視してまいります。	
73	その他	条例ができたで終わらないためには、どうしても財政上の措置が必要になってくる。市の責務なり、広報及び啓発は何によって担保されるのかが不明である。		
74	その他	「健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現」のための予算措置規定がない。なぜか。	本条例は、ケアラー支援に関する基本理念と関係主体の責務・役割を包括的に定める理念条例として制定いたします。条例の趣旨に基づき、予算が適切に措置され、より実態に即した支援が実現されるよう、注視してまいります。	
75	その他	財政措置の明記について ケアラー支援には、相談支援体制、啓発、アウトリーチなど継続的な財源が不可欠だと思います。条例において必要な財政措置を行う旨を明記する。		
76	その他	この条例に市民や事業者がその役割が任えるような財政の項目がないのが残念です。ぜひ、市として、財政の措置をとるような条項を入れて下さい。		

No.	項目	ご意見等の概要	議会の考え方・ 修正内容	修正
77	その他	親なきあとの子供のフォロー体制を整えてほしい。	条例の前文に記載しているように「親なき後」の問題等について、多くのケアラーが自らがケアを担えなくなった後の生活に強い不安を抱えていると認識しております。いただいたご意見については、関係部署等と共有するとともに、より実態に即した支援が実現されるよう、注視してまいります。	
78	その他	親亡き後が心配です。		
79	その他	親が亡くなった後、本人の相談にのってくれる組織を作って欲しい。		
80	その他	グループホーム等親がいなくなった後、当事者が暮らしていける充実した環境を整備して欲しいです。		
81	その他	障害を抱えながらもその方自身が生き甲斐を持てるようにその方自身が幸せを感じられるよう人生をまっとうしてくれると親として安心できるのでしょうか。その為に周りの方々に助けていただかないと個人では何も出来ません。私も親無き後の事をとて心配しています。		
82	その他	親亡き後の相談室の開設(すでに他県・市で実施されています) 経済的な生活、登記、行政への手続き、成年後見制度、家計管理、地域生活上のきまり、ゴミ出し等々	条例の前文に記載しているように「親なき後」の問題等について、多くのケアラーが自らがケアを担えなくなった後の生活に強い不安を抱えていると認識しております。いただいたご意見については、関係部署等と共有するとともに、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	
83	その他	私は作業所で働き、障害のある方の支援をする、70代後半の両親が近くに住む、重度の知的・肢体に障害のある子を4人目に持つ者です。職場で感じることは自身の将来の不安です。自身は歳をとり、いつまで障害のある子と過ごすことができるだろうか。ホームへ入る時期はいつが良いのだろうか。親のことは私に何が出来るのだろうか。上の子達に負担はかけず、その子達にはそれぞれの人生を生きて欲しいと思うが、私達、親が居なくなった後、どうなるのか。 ・ケアラー支援で、どこまで、いつから、どのような支援が受けられるのか。 ・どれくらいの金銭的なものを残す必要があるのか。 ・ケアラー支援条例が必要な人に知ってもらうものでないと、と思う。(役所・病院・学校・療育施設・相談員・ケアマネ・老人施設で伝えてくれるようにならないといけないと思います)	条例の前文に記載しているように「親なき後」の問題等について、多くのケアラーが自らがケアを担えなくなった後の生活に強い不安を抱えていると認識しております。いただいたご意見については、関係部署等と共有するとともに、相談や情報提供など、より実態に即した支援が実現されるよう、注視してまいります。	

No.	項目	ご意見等の概要	議会の考え方・ 修正内容	修正
84	その他	前文で「親なき後」問題に言及しながら、本則に対応規定がない。なぜか。	本条例は、ケアラー支援に関する基本理念と関係主体の責務・役割を包括的に定める理念条例として制定いたします。条例の前文に記載しているように「親なき後」の問題等について、多くのケアラーが自らがケアを担えなくなった後の生活に強い不安を抱えていると認識しており、その趣旨に基づき、より実態に即した支援が実現されるよう、注視してまいります。	
85	その他	ワーキングケアラー向け支援 Zoom開設や支援助成、録画配信、たまには土日開催	いただいたご意見については、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	
86	その他	仕事と介護・ケアを両立する人が増えると思うので休暇や支援が安心して受けれたらいいなと思います		
87	その他	ヤングケアラーという言葉が若い子達に浸透していない気がします。 教育機関で、ヤングケアラーとはどういう状況を表しているのか知らせていく必要があると思う。市政だよりなどの広報誌などにも特集を組んで、大人たちにも知らせていく必要があると思います。 民生委員等の活用もしていき、地域の声を細かく拾い集める事が出来ればもっと宇治市がより良くなるのではないかと思います。	ヤングケアラーを含め、ケアラーが置かれている状況についての理解及びケアラー支援に関する知識を深め、社会全体としてケアラー支援を推進することが重要であると認識しております。いただいたご意見については、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	
88	その他	ヤングケアラーとは沢山の方々が知らないように感じます。少し前に新聞に公表してた程度		

No.	項目	ご意見等の概要	議会の考え方・ 修正内容	修正
89	その他	基本理念にあるようにケアラーが個人と尊重され、健康で文化的な生活を営み孤立しないよう行わなければならないと思います。特にヤングケアラーは教育の機会を確保し成長が阻まれないよう、心身が健やかであるよう守らなければならない、その上で支援が切れ目なく行わなければならないと感じます。介護しながら労働と教育の両立は負担がとて大きく、労働者の場合”介護休業”が利用できるが介護休業給付金が職場復帰後でないと支給されないのは改善が必要と思います。休業中に減った給与を振り返って補うものという位置づけではあるが、現状はかなり厳しい方も多くおられると思います。介護は様々な面で負担が大きいです。認知症の人にやさしいまちうじを掲げるならばケアラーにやさしいまちうじでもあって欲しいと願います。	ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならないと認識しており、条例に定める基本理念にのっとり、ケアラーを取り巻く状況の変化に応じた適切かつ切れ目ない支援が必要です。いただいたご意見については、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	
90	その他	ケアラー支援において、特にヤングケアラーへの支援は、未来ある子どもたちの行く末に大きく関わる部分であると思います。そのヤングケアラーを支える事に関しては、府の機関ではあるものの宇治児童相談所と連携いや、役割等がとても大事な事であると感じます。条例のどこかに、そのような児童機関との連携いや、児童相談所の役割などあれば、より良い物になると思います。	いただいたご意見については、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	
91	その他	市民が個人単位で解決できないケアラーとしてのつらさやしんどさがあったとして、それを宇治市として把握・協力し支援する条例が出来る事が必要な事だと思います。理念や考えを具体化する条例と承知しており抽象的な印象はうけました。障害・高齢部分へのケアラー支援は一定の社会資源が存在しているので、ヤングケアラーの把握とヤングケアラーへどのような支援が必要なのかのニーズの可視化は宇治市で条例が成立した後、速やかに実行頂きたいと思います。何が出来るか何もできない、変わらないかもしれませんが一部(ヤングケアラー)だけでも動きをつくりましょう。	本条例は、ケアラー支援に関する基本理念と関係主体の責務・役割を包括的に定める理念条例として制定いたします。条例の目的である全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現に寄与できるよう、いただいたご意見については、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	

No.	項目	ご意見等の概要	議会の考え方・ 修正内容	修正
92	その他	今ヤングケアラー問題が自治体で努力義務となったことやケアラー支援に向けて動き出しているが、本当にこまっている人達にどこまで支援の手が差しのべられるのか、本人や家族の状況を確認するのはなかなか困難が伴うか、家庭の事は話したくない、又学校に伝えてほしくない等調査を続けるには地道に声を拾いあげ支援につながるような活動が続けなければならない。	本条例は、ケアラー支援に関する基本理念と関係主体の責務・役割を包括的に定める理念条例として制定いたします。ヤングケアラーを含めた全てのケアラーへの支援は、関係法令等を遵守し、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現に寄与できるよう取り組む必要があります。いただいたご意見については、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	
93	その他	ヤングケアラーと聞くとコマーシャルで流れている学生である子供が親の面倒をみて誰にも相談出来ないというイメージがありがちであるが障害者の方々もそれを背負い生活している方も多し事を忘れてはいけません。「他者を支援できるのは健常者」という価値観のもと、事が進む事があるので、障害者施設に働く者として伝えたいと思います。障害のある人の中では、規則正しく時間通りに生活を送る方が多くおられ、高齢者になった親にとっても日々の生活が送りにくくなってこられた方の手となり足となり親を支えて生活をされている障害者が多く見られます。子が親を見るのは当たり前、しかし弱音を伝える方法が健常者以上に出す所がない、又言えない事を忘れてはならないと思います。それを改善出来るのも福祉に対する市、国側の目線ではないでしょうか。	いただいたご意見については、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	
94	その他	民間支援団体に係る本則の規定がないのはなぜか。	第2条第8号で規定しているように、民間支援団体はケアラー支援を目的としており、その目的が団体の役割であることから、本則の規定は設けておりません。	

No.	項目	ご意見等の概要	議会の考え方・ 修正内容	修正
95	その他	附則に一定期間経過後の規定見直し条項を置かれない。	本条例は、ケアラー支援に関する基本理念と関係主体の責務・役割を包括的に定める理念条例として制定いたします。そのため見直しに関する規定は設けませんが、条例の目的である全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現に寄与できるよう、いただいたご意見については、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	
96	その他	◇条例の名称 先行自治体では「ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる〇〇(まち)づくり条例」「孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」「ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」などのように、名称にその条例の理念を象徴する言葉を使って、あらゆる市民に向けて、わかりやすく条例を説明する事例があります。 この(仮称)宇治市ケアラー支援条例も先行例にならい、条例前文に込めた思いを条例名で表現することを望みます。例えば「ケアされる市民もケアをする市民も安心し健康で文化的な人生をともに歩める共生社会・宇治を実現する(ともいき)条例」など。	本条例は、ケアラー支援に関する基本理念と関係主体の責務・役割を包括的に定める理念条例として制定するため、題名に理念を盛り込むことは難しいことから、名称は簡潔・明瞭なものいたします。条例の趣旨、対象範囲及び理念等は前文及び条文で明確に示すことといたします。	
97	その他	◇国への意見書提出 この条例案には「施策を総合的かつ計画的に実施」するための推進計画の策定やその推進体制について触れていません。また、施策を円滑に展開するために必要な財政の裏付けもありません。これらを条文に追加していただくことが重要なのですが、それが直ちに実現できないのであれば、宇治市議会の「責務」として、ケアラー支援に関する総合的な施策と財政的な支援を定めた法制化を国に対して求める意見書(自治法99条)を提出するなど、議会、議員として取りうる行動を早急に起こされることを望みます。	本条例は、ケアラー支援に関する基本理念と関係主体の責務・役割を包括的に定める理念条例として制定いたします。第5条に定める議会の責務及び基本理念にのっとり、条例の目的である全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現に寄与できるよう、いただいたご意見については、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	

No.	項目	ご意見等の概要	議会の考え方・ 修正内容	修正
98	その他	精神障害者の40代の娘と同居しています70代の母親です。娘の発病が10代でしたのでそれ以来約30年間は、ほとんど付きっきりで過ごして来ました。全く目が離せない状態でした。ちょうど私の両親の介護と重なり、なりふり構わず必死でしたので心の余裕もなく追い詰められていましたので、福祉の関係機関の情報を手に入れることもできずにいました。私は10年間続けた仕事も辞めました。その後病院からグループホームを紹介していただいて、2年程入所していましたが、家に戻って来ましてそれから少しずつ支援を増やしていただいて今に至っています。週2回の訪問看護師さん、移動支援のサービスetc。ただ娘の体力は以前より落ちていますし、物覚えが悪くなって、理解力も下がってきていますので日常生活は介護が必要です。いずれ私もケアを必要とする時が来ると思います。「ケアラー支援条例」が制定されることによってケアラーが孤立することなく精神的な支えを得られたらとても嬉しく思います。宜しくお願いいたします。	いただいたご意見については、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	
99	その他	シニアケアラー向け支援 高齢となると、健康の低下、遠くまで出かけることは困難となる。年金生活者となり、経済的にもきびしくなる。 そして、携帯電話、簡単なパソコンの操作法、宇治市のホームページへのアクセスの仕方などもわからない情報弱者。こうした機器の操作方法の講習、Zoom開設や支援助成求めたい。紙情報を1部でもいいから郵送して欲しい。		
100	その他	市民、教員、議員の方々の精神障害に対する理解促進 議員さんには”先づ隗より始めよ”で勉強してほしいのです。		
101	その他	ケアラー支援向けの充実 精神障害の場合家族自身にもスティグマ(偏見)があります。「家族であることが恥ずかしい」「親族や他人に迷惑をかけるのではないかなど。他方、「遺伝ではないか」「恐ろしい人」「気味が悪い人」などの「親の育て方が悪い」など外からのスティグマもあって、孤立しがちです。この病気を正しく理解する機会を多くつくるのがケアラーに対して重要です。このような講演会やカウンセラー、リフレッシュ事業がほしい、講演会の開催やリフレッシュ事業への参加。		

No.	項目	ご意見等の概要	議会の考え方・ 修正内容	修正
102	その他	脳性麻痺で車椅子の女子の母親です。障害児者の親は、自分が頑張らなければならない、頑張るしかないと思っており、頼り方がわからない人も多いです。ケアラーをどのように把握して、もれなく必要な支援を届けることができるのでしょうか。保護者としては、将来を考えて、本人の自立のために努力しますが、働きながらの支援に苦労します。しっかり働くことは不可能だなと感じています。私の場合は、通院やリハビリなどが多く、子供の支援に必要なことが多いので、パート程度しか無理な状態です。現在は学校の送迎バス利用ですが、そもそも車椅子通学は困難な道路も多いです。特に宇治支援学校周囲の歩道は車椅子の幅ありません。練習もできません。本人が将来どうやって生きていくのか、イメージができません。見守りや介助も必要ですが、一人でも過ごせるような環境や人的支援など安心したいです。社会全体で、とうたっているように、日頃から親切にはしていただいていると思いますが、もっと知って欲しいと強く思っています。伝える場もなく、交流の場も少なく、どのように関わって良いか相手もわからないだろうと思います。交流というのも、結局どう見られるのだろう、迷惑かけないかな、と行けない人もあるかと思っています。みんなそれだと思います。でも本心はわかってほしくて、助けて欲しいのです。 ケアラーの気持ちを聞いてもらっても、介助が必要な人自身の課題を解決する道標が見えないと安心には繋がりません。多種多様でかなり複雑だと思いますが、多数派の方に合わせると少数派のタイプは埋もれます。ではどうしたら良いの？と思うことが多々あります。子供は車椅子ですが、もっと重度の方はおられ、知的レベルも重度とまではいかない、と何もかも狭間です。重度心身障害児には該当せず、車椅子なのに重心のデイサービスは利用できませんでした。何々だから該当しないとはじかないで、救い上げてほしいと思います。保護者は子供のためになることならと労力をおしみません。でも、狭い歩道の話もですが、かなわない壁がいっぱいだなと諦める気持ちになります。 子供が大きくなってくると、保護者の親も高齢になっていくのと重なっていく例も多いと思います。そこと重なると、一番大変ではないでしょうか。生活する場所も離れていると、相談しながら動くとしても、様々なことが犠牲になります。それでも全部を頑張るしかない頑張ってしまう人もいます。最近もヤングケアラーが身近にいましたが、やはり家庭内でどうにかと、それを当たり前やってしまうので、どうか、いろんなケアラーに行き届きますようお願いしたいと思います。	いただいたご意見については、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	

No.	項目	ご意見等の概要	議会の考え方・ 修正内容	修正
103	その他	条例制定、うれしいです。 前文に、ケアを受ける人について、明記して欲しいです。 ケアラーの強い不安は、ケアを受ける人にとっても同じです。ケアラーのみならず、 ケアを受ける人の安心して暮らせる、希望・想いを実現する条例であると思います。	いただいたご意見については、今後の 施策推進の際の参考とさせていただきます。	
104	その他	まず、障害のある子どもさんをもつ保護者や、兄弟さんと長年、日常的に接している 職員として「この人たちに人生の選択権はあったのだろうか。行動の自由だけでなく 精神の安心感はあるのだろうか」と見つづけてきました。逆に障害が比較的軽い人 は年老いていく家族のケアラーとして過剰な期待を背負っている人もいます。 ・このたび宇治市のみならず、市議会として支援条例に対する責務を明記してい ただいたことは重くありがたうけとめています。		
105	その他	「ケアラー」が幅広い意味でとらえられて無償でケアを提供した者がこの条例からも れないように取り扱われて欲しいと思います。高齢や障害が市や国に認められてい ないような援助が必要な方々もこの条例で安心してくらす事ができる様になってもら いたいと思います。		
106	その他	最後に市長がこの条例の最終、最大責任者であることを明記していただきたい。	本条例は、ケアラー支援に関する基本 理念と関係主体の責務・役割を包括的 に定める理念条例として制定いたしま す。第3条の基本理念にあるように、ケ アラー支援は、本市、議会、市民、事業 者、関係機関及び民間支援団体等の多 様な主体が相互に連携を図るため、ご 意見の内容は明記いたしません。が、い ただいたご意見については、今後の施 策推進の際の参考とさせていただきます。	

No.	項目	ご意見等の概要	議会の考え方・ 修正内容	修正
107	その他	ケアラー支援は高齢・障害・児童・医療・教育など複数分野にまたがるため、他部署との連携が必要である。そのためのケアラー支援推進会議の設置が必要ではないか。	本条例は、ケアラー支援に関する基本理念と関係主体の責務・役割を包括的に定める理念条例として制定いたします。第3条の基本理念にあるようにケアラー支援は、本市、議会、市民、事業者、関係機関及び民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図ってまいりますが、いただいたご意見については、関係部署等と共有するとともに、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	
108	その他	ケアする人間の肉体的精神的負担が多いと思う。ケアされる家族の方の理解がケアラーに対して通じていない場面もある。ケアする側、ケアされる側双方に信頼関係が築けていないと相当な負担となる。相互理解出来る環境が必要とされると思う。	条例の目的である全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現に寄与できるよう、いただいたご意見については、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	
109	その他	障害のある方のご家族が認知症で1人で留守番は難しい為障害のある家族が一緒に過ごしています。最近その疲れから、自傷が増えています。理由を聞くと「おばあちゃんとずっと過ごすのがしんどい」との事でした。本人以外の家族が全員仕事で忙しく障害のある本人だけが時間に余裕がある為、このような事になっているのが現実なのです。他にも母親の通院に着いて行く為、作業所を休む方もおられます。親が年老いて行くと親が頼ってしまうのは障害があるといえども自分の子供なんだと思いました。		
110	その他	ケアラーについて 市民にとって「ケアラー」は決して他人ごとではなくて、誰もが明日ケアラーになる事も考えられる状況であるとともに身近な問題であるという認識が持てるものであってほしいと思います。		
111	その他	ダブルケアラーについて 何か記載があればより深いものになると思いました。		

No.	項目	ご意見等の概要	議会の考え方・ 修正内容	修正
112	その他	ケアラーが抱える問題は、自身の親・子供・あるいは職業上関わる人々など、様々な場面や関係の中で市民それぞれが考えていかねばならない事であり、どの人にとっても他人事ではないと思います。この条例が制定される事が、ケアに取り組む人たちを支える助けとなり、市民皆が自分事としてケアラー支援を考えていくための第一歩となる事を望みます。	条例の目的である全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現に寄与できるよう、いただいたご意見については、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	
113	その他	私自身、高齢の両親がおり、近い将来不安を抱えながら孤立したケアラーになってしまわないか、また自分が逆にケアされる側になった時にも社会全体でケアラーをしっかりと支援してもらえるのかの不安を感じています。誰もが関わりうる問題で、誰一人取り残されることのない社会にする為にこの条例は大変ありがたいと感じています。		
114	その他	障害のある子どもを出産した時から、ケアラー問題が始まっています。子育ての不安、この先この子はどうなるのか、何故障害が？等考えればどんどん出てきて、精神的に不安が広がっていくのです。世間の目、健常者の様に保育園にも行けない、仕事もいけない、まず、ここから大きな壁に疑問を持ちながらも、残念だけど仕方が無いと諦める。この先も、小学校入学が又、大きな壁が待っています。兄弟姉妹のことも考えての進学、卒業後の行き場、親亡き後のこと等、心配と不安は終わらない。又、障害には軽度から重度、医療的ケアと様々な問題があります。どの様な障害があっても、みんなが人としての喜びを感じ、楽しく過ごせる宇治を願います。幼児期からの支援はとても大切な時期、一人も見落とす事のない発達相談の充実強化等も条例として又、親子で過ごせる様な支援も視野に入れて、考えてもらえたらいいなと思います。それぞれの関係機関の役割、又意見交換をする場を設ける事が、とても大切な事だと思います。今は、福祉サービス等を幼児期から利用される事が多いので、一人一人の支援内容を各事業所で共有する事が出来ていないように思います。相談員の役割、各事業所の役割を再度確認する事は必要だと思います。職員研修(必須)をする為の補助金を付けて行く事で利用者の安全に繋がります。支援して下さる人・支援される人と共に生きる希望が見えるような優しい条例をお願いします。	本条例は、ケアラー支援に関する基本理念と関係主体の責務・役割を包括的に定める理念条例として制定いたします。条例の目的である全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現に寄与できるよう、いただいたご意見については、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	

No.	項目	ご意見等の概要	議会の考え方・ 修正内容	修正
115	その他	実効性のある条例の為に推進計画やその進捗状況・課題検討をする組織を作ってください。市長の下での、推進計画策定、協議会での進捗状況確認、課題の点検・実行等、実効性のあるものを明記して欲しいです。そのための財政措置を講じることも明記して欲しいです。		
116	その他	ケアラー支援条例ができると聞いて、条例初案ができたと聞いて、読んだ感想等を書きました。すべての人が生まれてきてよかった生んでよかったといえる社会を、宇治市をそんな社会を、宇治市を作っていくうえで政治の大切な役割があるのではないかと。憲法第13条では、3つの重要な概念を示している。個人の尊厳、幸福追求権、公共の福祉。憲法第25条では、生存権と社会保障の法的根拠を示している。と、憲法で保障されており、国や政治の役割もしっかりと規定している。条例の前文？に書かれているが、今なおケアの多くは、家族等が担っており、こうした人の中には、誰にも相談できず、社会から孤立し、ケアに伴う大きな負担から、健康、学業、仕事等の日常生活に深刻な影響が生じている人もいます。また、障害やひきこもり等のある子を残して親が死亡した場合や、高齢化等により介護が困難となるいわゆる「親なき後」の問題等、多くのケアラーは、自らがケアを担えなくなった後の生活に不安を抱えている。こういった状況があることを前提に、どうするのか。それは、当事者の声をしっかり聴きながら、施策を実施していく。このような状況を踏まえ、ケアラーが抱える悩みや課題を地域社会全体の問題として認識し、本市、議会、市民、事業者、関係機関及び民間支援団体等が連携して、ケアラーが夢と希望をもって社会に参加し、住み慣れた地域で、ケアをされる側も、ケアをする側も安心して、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現を目指して、この条例を制定する。この前文？に書かれていることを実現するために、第1条から第10条までに、目的や理念、各責務・役割、啓発の条文が書かれている。一読して、大変いいことが書かれており、このことが完全実施された場合、今抱えておられる不安や悩み等がかなり解消されるように思います。そのためには不安等の解消のためには、もっと具体的な施策も必要なのではないかと。24時間365日、住み慣れた地域に安心して過ごせるホームの建設、医療との連携は、学校や保育園幼稚園との連携は、地域社会が安心して受け入れられるような施策は、など、理念と具体的施策の提示も必要なのではないかと。この条例を決定し、実際に動き出すうえでの財政的な裏付けはあるのか。国や府、市の財政的負担はどうなってくるのか。基本的理念に沿ってケアラー支援条例が、実際に作用しているのか。本市、地域、議会、市民、事業者、学校等、関係機関の責務や役割を評価・検討する第三者機関の設置も必要なのでは。と一読したうえで感じた事です。	本条例は、ケアラー支援に関する基本理念と関係主体の責務・役割を包括的に定める理念条例として制定いたします。条例の趣旨に基づき、ケアラー支援の取組が効果的に推進されるよう、予算の適切な措置などを含めて注視してまいります。いただいたご意見については、今後の施策推進の際の参考とさせていただきます。	

(仮称) 宇治市ケアラー支援条例（最終案）

高齢、身体、知的又は精神その他の心身の機能の障害、疾病等により援助を必要とする家族等に対する「ケア」は、人生の中で誰もが携わり得るものであり、社会を支える不可欠な営みである。

宇治市は、「認知症の人にやさしいまち うじ」や、在宅医療・介護連携の推進、障害者及び障害児の相談支援体制の充実、ヤングケアラー支援等、関係機関と連携しながら、ケアラーを支える取組を行ってきたところである。

こうした取組が行われてきたところではあるが、今なおケアの多くは、家族等が担っており、こうした人の中には、誰にも相談することができず、社会から孤立し、ケアに伴う大きな負担から、健康や学業、仕事等の日常生活に深刻な影響が生じている人もいる。また、障害のある子やひきこもり等の状態にある子を残して親が死亡した場合や、高齢化等により介護が困難となるいわゆる「親なき後」の問題等、多くのケアラーは、自らがケアを担えなくなった後の生活に強い不安を抱えている。

このため、ケアラー当事者の意見を聴きながら、障害、高齢・介護、児童福祉等に関する計画の中にケアラー支援に関する施策を掲げ、推進することが一層求められているところである。

このような状況を踏まえ、ケアラーが抱える悩みや課題を地域社会全体の問題として認識し、本市、議会、市民、事業者、関係機関及び民間支援団体等が連携して、ケアラーが夢と希望を持って社会に参加し、自己実現を図ることができるよう支援を行い、誰一人取り残すことなく、住み慣れた地域で、ケアをされる側も、ケアをする側も安心して、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、ケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」という。）に関し、基本理念を定め、本市及び議会の責務並びに市民、事業者、関係機関及び学校等の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営むことができるよう、ケアラーを社会全体で支えることができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ケア 介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助をいう。
- (2) ケアラー 高齢、身体、知的又は精神その他の心身の機能の障害、疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対し、無償でケアを提供する者をいう。
- (3) ヤングケアラー ケアラーのうち、こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第1項に規定するこどもである者をいう。

- (4) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (6) 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、児童の福祉等に関する業務を行い、当該業務においてケアラーに関わる可能性がある機関をいう。
- (7) 学校等 関係機関のうち、ヤングケアラーと関わり、又は関わる可能性がある学校その他教育に関する業務を行う機関をいう。
- (8) 民間支援団体 ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

- 2 ケアラー支援は、本市、議会、市民、事業者、関係機関及び民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することがないように社会全体で支えるように行われなければならない。
- 3 ケアラー支援は、_____ケアラーの年齢、境遇、ケアの内容等、ケアラーを取り巻く状況の変化に応じて、支援が適切かつ切れ目なく行われなければならない。
- 4 ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラー自身の意向を適切に把握し、及び尊重した上で、適切な教育の機会を確保し、心身の健やかな成長及び発達等が図られるように行われなければならない。

(本市の責務)

- 第4条 本市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 2 本市は、支援を必要としているケアラーの把握に努めるものとする。
 - 3 本市は、前2項の施策を円滑に実施することができるよう、ケアラー及びその関係者の意見を踏まえ、市民、事業者、関係機関及び民間支援団体等と相互に連携し、又は協力するものとする。

(議会の責務)

- 第5条 議会は、基本理念にのっとり、ケアラー支援の取組を効果的に推進するとともに、必要に応じて本市へ提言等を行うものとする。
- 2 議会は、市民、事業者、関係機関及び民間支援団体等が行うケアラー支援についての意識啓発や活動に協力するものとする。

(市民の役割)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性について理解を深め、ケアラーが孤立することのないように十分配慮するとともに、本市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラー支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、本市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、当該従業員がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第8条 関係機関は、基本理念にのっとり、本市が実施するケアラー支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

- 2 関係機関は、支援を必要とするケアラーの把握に努め、ケアラーと認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、その健康状態、生活環境等を確認し、ケアラー支援の必要性の把握に努めるものとする。
- 3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、適切な他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第9条 学校等は、前条第2項に規定するもののほか、ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、ヤングケアラーの教育の機会の確保に係る状況を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

- 2 学校等は、前条第3項に規定するもののほか、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応じるよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第10条 本市は、ケアラーが置かれている状況についての理解及びケアラー支援に関する知識が深まり社会全体としてケアラー支援が推進されるよう、市民、事業者及び関係機関に対し、広報活動、啓発活動その他必要な施策を講じるものとする。

宇治市条例第 号

宇治市ケアラー支援条例

高齢、身体、知的又は精神その他の心身の機能の障害、疾病等により援助を必要とする家族等に対する「ケア」は、人生の中で誰もが携わり得るものであり、社会を支える不可欠な営みである。

宇治市は、「認知症の人にやさしいまち うじ」や、在宅医療・介護連携の推進、障害者及び障害児の相談支援体制の充実、ヤングケアラー支援等、関係機関と連携しながら、ケアラーを支える取組を行ってきたところである。

こうした取組が行われてきたところではあるが、今もなおケアの多くは、家族等が担っており、こうした人の中には、誰にも相談することができず、社会から孤立し、ケアに伴う大きな負担から、健康や学業、仕事等の日常生活に深刻な影響が生じている人もいる。また、障害のある子やひきこもり等の状態にある子を残して親が死亡した場合や、高齢化等により介護が困難となるいわゆる「親なき後」の問題等、多くのケアラーは、自らがケアを担えなくなった後の生活に強い不安を抱えている。

このため、ケアラー当事者の意見を聴きながら、障害、高齢・介護、児童福祉等に関する計画の中にケアラー支援に関する施策を掲げ、推進することが一層求められているところである。

このような状況を踏まえ、ケアラーが抱える悩みや課題を地域社会全体の問題として認識し、本市、議会、市民、事業者、関係機関及び民間支援団体等が連携して、ケアラーが夢と希望を持って社会に参加し、自己実現を図ることができるよう支援を行い、誰一人取り残すことなく、住み慣れた地域で、ケアをされる側も、ケアをする側も安心して、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現を目指して、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、ケアラーに対する支援（以下「ケアラー支援」という。）に関し、基本理念を定め、本市及び議会の責務並び

に市民、事業者、関係機関及び学校等の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、全てのケアラーが、健康で文化的な生活を営むことができるよう、ケアラーを社会全体で支えることができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ケア 介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助をいう。
- (2) ケアラー 高齢、身体、知的又は精神その他の心身の機能の障害、疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対し、無償でケアを提供する者をいう。
- (3) ヤングケアラー ケアラーのうち、こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第1項に規定するこどもである者をいう。
- (4) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (6) 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、児童の福祉等に関する業務を行い、当該業務においてケアラーに関わる可能性がある機関をいう。
- (7) 学校等 関係機関のうち、ヤングケアラーと関わり、又は関わる可能性がある学校その他教育に関する業務を行う機関をいう。
- (8) 民間支援団体 ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

（基本理念）

第3条 ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

- 2 ケアラー支援は、本市、議会、市民、事業者、関係機関及び民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することがないように社会全体で支えるように行われなければならない。
- 3 ケアラー支援は、ケアラーの年齢、境遇、ケアの内容等、ケアラーを取り巻く状況の変化に応じて、支援が適切かつ切れ目なく行われなければならない。
- 4 ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラー自身の意向を適切に把握し、及び尊重した上で、適切な教育の機会を確保し、心身の健やかな成長及び発達等が図られるように行われなければならない。

（本市の責務）

第4条 本市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 本市は、支援を必要としているケアラーの把握に努めるものとする。
- 3 本市は、前2項の施策を円滑に実施することができるよう、ケアラー及びその関係者の意見を踏まえ、市民、事業者、関係機関及び民間支援団体等と相互に連携し、又は協力するものとする。

（議会の責務）

第5条 議会は、基本理念にのっとり、ケアラー支援の取組を効果的に推進するとともに、必要に応じて本市へ提言等を行うものとする。

- 2 議会は、市民、事業者、関係機関及び民間支援団体等が行うケアラー支援についての意識啓発や活動に協力するものとする。

（市民の役割）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性について理解を深め、ケアラーが孤立することのないように十分配慮するとともに、本市が実施する

ケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラー支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、本市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、当該従業員がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（関係機関の役割）

第8条 関係機関は、基本理念にのっとり、本市が実施するケアラー支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

- 2 関係機関は、支援を必要とするケアラーの把握に努め、ケアラーと認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、その健康状態、生活環境等を確認し、ケアラー支援の必要性の把握に努めるものとする。
- 3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、適切な他の関係機関への案内又は取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（学校等の役割）

第9条 学校等は、前条第2項に規定するもののほか、ヤングケアラーの意向を尊重しつつ、ヤングケアラーの教育の機会の確保に係る状況を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

- 2 学校等は、前条第3項に規定するもののほか、支援を必要とするヤングケアラーからの教育又は福祉に関する相談に応じるよう努めるものとする。

（広報及び啓発）

第10条 本市は、ケアラーが置かれている状況についての理解及

びケアラー支援に関する知識が深まり社会全体としてケアラー支援が推進されるよう、市民、事業者及び関係機関に対し、広報活動、啓発活動その他必要な施策を講じるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

ケアラー支援に関し、基本理念、責務、役割及び支援の基本となる事項を定めることにより、ケアラーを社会全体で支えることができる地域社会を実現するため、条例を制定するものであります。